

【公報種別】商標公報の訂正

【発行日】令和6年11月25日(2024.11.25)

【登録番号】商標登録第6859155号(T6859155)

【掲載公報発行日】令和6年11月7日(2024.11.7)

【年通号数】登録公報(商標)2024-208

【区分】41

【出願番号】商願2023-19905(T2023-19905)

【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】令和6年11月7日(2024.11.7)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第6859155号(T6859155)

(151)【登録日】令和6年10月29日(2024.10.29)

(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】1

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第41類 イベントの企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供(商品の販売促進又は役務の提供促進に関するものを除く。), 式典の手配・企画・運営, 教育・娯楽・スポーツ及び文化に関する催し物の手配・企画・運営, 教育・娯楽・スポーツ及び文化に関するイベントの手配・企画・運営, 文化のためのショー・コンサートの手配・企画・運営, 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。), セミナー・シンポジウム・会議・講演会・研修会・研究会・討論会・会合・集会・ワークショップの手配・企画・運営, 娯楽施設の提供及びこれに関する情報の提供, 運動施設の提供及びこれに関する情報の提供, オンラインによる音楽・音声・映像・画像の提供

【国際分類第12版】

(210)【出願番号】商願2023-19905(T2023-19905)

(220)【出願日】令和5年2月27日(2023.2.27)

【審判番号】不服2024-6522(T2024-6522/J1)

【審判請求日】令和6年4月17日(2024.4.17)

(732)【商標権者】

【識別番号】523070953

【氏名又は名称】株式会社フタバ

【住所又は居所】鹿児島県鹿児島市下荒田二丁目3番16号

(740)【代理人】

【識別番号】110000855

【氏名又は名称】弁理士法人浅村特許事務所

【法区分】平成23年改正

【審判長】【特許庁審判官】旦 克昌

【特許庁審判官】大島 康浩

【特許庁審判官】吉沢 恵美子

(561)【称呼(参考情報)】フタバ、エフ

【検索用文字商標(参考情報)】F、FUTABA

【類似群コード(参考情報)】

第41類 41A03、41E01、41E02、41E03、41F01、41F06、41J01、41K01

(531) 【ウィーン分類(参考情報)】 26. 1. 1 ; 26. 1. 3 ; 26. 3. 2 ; 26. 3. 4 ; 26. 3. 6 ; 26. 7. 3. 1 ; 27. 5. 1. 1 ; 27. 5. 1. 2 ; 27. 5. 1. 6 ; 27. 5. 1. 20 ; 27. 5. 1. 21 ; 27. 5. 4 ; 27. 5. 21 ; 27. 5. 23. 94 ; 29. 1. 3. 1 ; 29. 1. 3. 2 ; 29. 1. 8. 1 ; 29. 1. 8. 2 ; 29. 1. 11